

事務連絡

令和2年1月24日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和2年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和元年12月20日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和2年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高橋

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、令和元年12月5日に「令和2年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月18日に「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月20日、令和2年度一般会計歳入歳出概算（別添資料第3）を閣議決定した。

1 令和2年度一般会計歳入歳出概算は、「令和2年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

- ① アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。
- ② 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- ③ 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ④ 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- ⑤ 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。）に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- ⑥ 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 令和2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- ② 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- ③ 令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事

業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM (Evidence-based Policymaking) を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

- ⑤ 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

- 2 このような方針に基づいて編成された令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円（前年度比1兆2,009億円、1.2%増）で、基礎的財政収支対象経費は79兆3,065億円（前年度比1兆3,576億円、1.7%増）となっている。

財政投融资計画の規模は13兆2,195億円（前年度比1,001億円、0.8%増）となっている。

また、「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、令和2年度の国内総生産は570.2兆円程度、名目成長率は2.1%程度、実質成長率は1.4%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

令和2年度においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額

について、前年度に比し7, 246億円、1.2%増の63兆4, 318億円、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度に比し1兆746億円、1.8%増の61兆7, 518億円と、いずれも令和元年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

令和2年度においては、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増加が見込まれるものの、国税4税の法定率分が減少する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることや交付税特別会計における前年度からの繰越金がないことなどにより、4兆5, 285億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来25年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

① 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和2年度から令和4年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、臨時財政対策債により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和2年度の地方財政対策においては、財源不足額4兆5, 285億円について、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7, 700億円

イ 地方交付税の増額 6, 187億円

（ア）令和元年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより令和2年度に加算することとされている額（以下「既往法定

分」という。)等の交付税特別会計への繰入れ

5, 187億円

(イ) 交付税特別会計剰余金の活用

1, 000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行

3兆1, 398億円

なお、国の一般会計からの既往法定分等の加算額5, 187億円の内訳は、地方交付税法附則第4条の2第1項(配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填)に基づく加算額154億円及び同条第3項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額2, 533億円並びに投資的経費(単独)と一般行政経費(単独)の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額2兆9, 224億円のうちの2, 500億円である。

(3) 地方交付税の総額

令和2年度の地方交付税の総額は16兆5, 882億円(前年度比4, 073億円、2.5%増)となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計

15兆6, 085億円

ア 地方交付税の法定率分等

15兆 898億円

(ア) 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分

15兆3, 253億円

(イ) 国税減額補正精算分(平成20、21、28年度)

△2, 355億円

イ 一般会計における加算措置(既往法定分等)

5, 187億円

② 特別会計

9, 797億円

ア 地方法人税の法定率分

1兆4, 564億円

イ 返還金

4億円

ウ 交付税特別会計借入金償還額

△5, 000億円

エ 交付税特別会計借入金支払利子

△771億円

オ 交付税特別会計剰余金の活用

1, 000億円

(4) 地域社会再生事業費（仮称）の創設

地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる地域社会の持続可能性を確保するため、地方財政計画に地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための新たな歳出として、「地域社会再生事業費（仮称）」4,200億円を計上することとしている。

(5) 防災・減災対策の推進

防災・減災対策を推進する観点から、以下の取組等を行うこととしている。

- ① 地方公共団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を900億円計上すること。
- ② 森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税を前倒しで増額すること。
- ③ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置を講ずること。

(6) 地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 臨時財政対策債の発行額については、前年度より抑制し3兆1,398億円（前年度比1,171億円、3.6%減）としていること。その結果として、令和2年度末の臨時財政対策債残高見込みは、53.3兆円（前年度比0.5兆円、0.9%減）となること。
- ② 交付税特別会計借入金の償還については、償還計画どおり5,000億円を償還することとしていること。

(7) 地方税制改正

令和2年度の地方税制改正においては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

などの税制上の措置を講ずることとしている。

(8) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和2年度地方財政計画ベース）は90兆7,400億円程度（前年度比1兆1,500億円程度、1.3%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は75兆8,500億円程度（前年度比1兆7,300億円程度、2.3%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は63兆4,318億円（前年度比7,246億円、1.2%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は61兆7,518億円（前年度比1兆746億円、1.8%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は10.2%程度（前年度10.5%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和2年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は189兆円程度（前年度末192兆円程度、前年度比2兆円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和2年度地方財政計画ベース）は9,000億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は3,742億円となる見込みである。

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和2年度地方財政計画ベース）は、1,092億円となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和2年度の国内総生産の成長率は、名目2.1%程度、実質1.4%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表2019」という。）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果や、自治体行政スマートプロジェクトにおいて構築した業務プロセスの標準モデルを引き続き横展開することとしている。また、「自治体システム等標準化検討会」において住民記録システムの標準化について検討を行い、令和2年夏頃までに標準仕様書の作成を行うこととしている。基幹税務システムについても、令和2年度から標準仕様書の作成を進めることとしており、その他の情報システムについても、標準化に向けた調査・課題整理の結果に応じて、順次標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手することとしていること。

窓口業務については、民間委託に加え、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務を地方独立行政法人に委託することが可能となっている。民間委託に関する標準委託仕様書や「市区町村の窓口業務における民間委託と申請等関係事務処理法人の業務の範囲の事例」（平成31年3月）の積極的な活用等により、窓口業務の委託の推進に努めること。

- (2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体で策定されたクラウド導入等に関する計画に沿って、クラウド導入等を着実に進めること。特に、同計画において自治体クラウドの導入を予定していない団体においては、計画を再検討し、自治体クラウドの導入に積極的に取り組んでいただきたい。また、各地方公共団体における情報システム経費については、引き続き公表することとしていること。あわせて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成30年9月版）（特に「第3編・第2章・8・外部サービスの利用」に関する事項）等を参照し、セキュリティ対策に万全を期すこと。
- (3) 地方公共団体のオンライン化については、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）第5条第4項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたことを踏まえ、原則として、全ての地方公共団体について、マイナポータルの電子申請受付機能（ぴったりサービス）の活用や情報システムの共同利用を含めて、行政手続のオンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう努めること。
- (4) マイナンバー制度については、子育てワンストップサービスをはじめとするマイナポータルの積極活用、情報連携の着実な実施、制度の周知・広報に積極的に取り組み、引き続き住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。マイナンバーカードについては、マイナポイントによ

る消費活性化策や令和3年3月からの健康保険証利用などによる交付枚数の増加に対応できるよう、市区町村において交付円滑化計画の策定を要請しており、その支援のため、令和2年度予算として、個人番号カード交付事務費補助金610億円を計上している。また、広報に関する地方財政措置を拡充するとともに、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付を含む。）に要する経費に係る特別交付税措置を令和4年度まで延長することとしている。これらを念頭に、各市区町村におけるマイナンバーカードの交付体制の整備及び普及・利活用の推進に積極的に取り組まれないこと。

また、マイナンバー制度等行政事務の基盤となる住民票等を長期かつ確実に保存し、公証するためのシステム改修に係る経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしており、そのシステム改修を着実に実施すること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしていること。

(6) 業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和2年度においては、平成28年度に導入した16業務のうち2業務及び平成29年度に導入した2業務のうち1業務について、段階的な反映における4年目又は5年目の見直しを実施することとしていること。

また、地方財政計画においては、業務改革の取組等の成果に着目した減額を行わないこととしており、令和2年度においては、新たに100億円程度の影響額（基準財政需要額の減）が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(7) 公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

- 3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- (2) 能力・実績に基づく人事管理については、地方公務員法において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。また、令和元年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」においても、「能力・実績に基づく人事管理の推進」について言及されている。これらを踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）にも留意し、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せず一律に行うなどの運用は不適切であることから、速やかな是正を図ること。
- (3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和元年10月11日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
- ① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。
- ② 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額増加額の縮減措置を講じていない団体、平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体及び平成27年の給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講ずること。
- ③ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

- ④ 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
 - ⑤ 住居手当について、国においては令和2年4月から、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、これにより生ずる原資を用いて、最高支給限度額を引き上げることとされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じ、適切に対処すること。
 - ⑥ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (4) 地方公務員の中途採用については、骨太方針2019における就職氷河期世代支援プログラム及び「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）を踏まえ、各地方公共団体においても、受験資格の上限年齢の引上げ、経歴不問の中途採用試験の実施や対象者への一層の周知など就職氷河期世代支援に取り組むこと。
- (5) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、必要な取組を進めること。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 4 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度を創設し、任用根拠の明確化・適正化を図るとともに、会計年度任用職員に対し期末手当の支給を可能とするなど、勤務条件の適正化を図ることとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、地方財政計画に1,738億円計上し、地方交付税措置を講ずることと

していること。

(2) 地方公共団体においては、就けようとする職の職務内容、勤務形態等に応じて任用根拠の明確化・適正化に取り組むとともに、会計年度任用職員の勤務時間については、職務内容や標準的な職務量に応じて適切に設定すること。

5 地方財政計画の歳出に新たに「地域社会再生事業費（仮称）」を4,200億円計上することとしている。

人口減少・少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地域社会の持続可能性への懸念が高まっており、地域社会の維持・再生に向けた対応を早急に進めていく必要があることから、各地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえた積極的な取組を推進していただきたい。

6 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間が始まる令和2年度においても、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

7 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。）に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、地方財政計画の投資的経費（直轄・補助）に9,400億円程度を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%（通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。

また、地方公共団体が、3か年緊急対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）に「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%

を基準財政需要額に算入することとしている。

緊急自然災害防止対策事業の事業期間（令和2年度まで）終了後の在り方については、3か年緊急対策の動向等も踏まえて検討する予定であるが、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

なお、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）、農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））について、令和元年度から緊急自然災害防止対策事業の対象とすることとしている。

- 8 河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を900億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（緊急浚渫推進事業債）を充当できることとする特例措置を創設するため、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の改正を行う予定である。また、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 9 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税を前倒しで増額することとしている。
 - (1) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額
令和2年度から令和6年度までの5年間で2,300億円
 - (2) 令和2年度の森林環境譲与税
400億円（前年度比200億円、100%増）
 - (3) 令和2年度の交付税特別会計借入金償還額（令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還） 200億円
また、森林環境譲与税を財源に市町村が実施する森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する経費並びに都道府県が実施

する市町村による森林の整備の支援等に関する経費として、地方財政計画の歳出に400億円（前年度比200億円増）を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 10 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化し、また、大規模災害時の中長期派遣においても恒常的に不足していることから、都道府県等が技術職員を増員し、平時に市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。
- 11 災害発生時に迅速に応援職員を派遣するため、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずるとともに、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 12 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、令和2年度までに個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、公共施設等総合管理計画について、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、令和2年度までに策定する個別施設計画等の内容を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を示した上で、令和3年度までに見直し、充実を図っていただきたい。個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の見直し、充実にあたっては、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など推進体制の充実を図っていただきたい。

これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」について、令和2年度は4,800億円（前年度同額）を計上した上で、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象として、昭和53年以降の技術基準で設計された砂防設備を追加することとしている。

また、令和2年度までを事業期間としている市町村役場機能緊急保全事業については、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 13 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、令和2年度は5,000億円（前年度同額）を計上している。

また、地方公共団体の浸水対策を推進するため、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署所等の移転に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしている。

なお、緊急防災・減災事業債の事業期間（令和2年度まで）終了後の在り方については、期間終了時の地方公共団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討する予定であるが、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 14 令和2年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（8,289億円（前年度比744億円増））について、地方財政計画に全額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援新制度において、平成27年度から実施している教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上については、引き続き実施すること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施（医療分398億円、介護分275億円）することとしており、医療分のうち48億円は、勤務医の働き方改革を推進するため、令和2年度より増額されるものであること。

地域医療構想を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金と消費税財源ではない全額国費（84億円）による補助金を組み合わせて、病床削減等に伴う病床ダウンサイジングや病床の機能転換等の支援を行うこととされていること。

15 令和2年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（6,701億円（前年度比3,873億円増））について、地方財政計画に全額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

① 令和元年10月から実施している3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化については、引き続き実施すること。

（5,448億円）

② 全額国費による負担として措置することとされている令和2年度における事務費及び令和3年度から令和5年度までにおける認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、令和2年度において所要額（360億円）を「子育て支援対策臨時特例交付金」として都道府県に交付し、安心こども基金の積増しを行うこととされていること。

③ 認可外保育施設等の質の確保・向上について、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすための支援やベビーシッターの指導監督

基準の創設に伴う研修等の充実に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 高等教育の無償化

- ① 「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月から、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に高等教育の修学支援（学資支給及び授業料等減免）を実施することとされており、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。（公立大学等分129億円、私立専門学校分264億円）
- ② 都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専門学校の確認及び減免費用の交付に係る事務費について、令和2年度は「高等教育負担軽減実施体制整備費補助金」（2.8億円（全額国費））を交付することとされていること。

16 平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件の緩和等制度の改善が図られている。当該交付金に係る事業の地方負担については、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

17 産学金官の連携により地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」及びエネルギーの地産地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

また、「地域おこし協力隊」については都道府県が行う地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

18 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）に基づいて新たに設けられる特定地域づくり事業協同組合に対する運営支援に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

19 令和2年3月31日をもってその効力を失うこととなっている「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）について、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、合併の円滑

化の措置を講ずることができるよう、期限を10年間延長する法案を通常国会に提出する予定である。また、合併した市町村については、引き続き所要の地方財政措置を講ずることとしている。

20 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

21 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

22 地方版総合戦略に基づき、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組については、制度の広報に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、市町村の取組について、若者の移住・定住をより一層推進する観点から、支援対象者の拡大等の見直しを行うこととしている。

また、地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、新たに地域活性化事業債の対象とすることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、積極的に取り組んでいただきたい。

23 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、

地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、策定した経営健全化方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

24 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについ

てはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

- 25 地方公会計については、各地方公共団体において、毎年度、統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例をとりまとめ、公表を行うこととしているので、当該事例も参考にしながら取組を進めていただきたい。

- 26 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標、基金の積立状況等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

- 27 一般行政経費（単独）に係る決算情報については、平成30年度決算に係る試行調査を通じて全国の状況についてより詳細に把握・分析を進めているところであり、今後、地方公共団体の意見も踏まえながら、引き続き「見える化」の在り方を検討することとしている。

28 公共工事については、令和元年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされたことを踏まえ、各地方公共団体の令和2年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、営繕積算方式等の活用を通じた適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保について」（令和元年9月10日付け総務省自治行政局長通知）で要請したとおり、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定）を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、中小企業者への発注等の平準化、最新の実勢価格及び需給状況を踏まえた適切な予定価格の設定、著作権等の知的財産の取扱い、災害時の燃料供給協定を締結している中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

29 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律

第123号)に基づく介護保険事業(支援)計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地域医療構想については、国と地方が協力して、地域医療の確保に向けた取組が進むよう、地方三団体、厚生労働省及び総務省において「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を開催しているところであり、地域の実情を踏まえつつ、より実効性のある取組を国と地方が協働して進めていくため、医師偏在対策等について引き続き議論を行うこととしていること。

また、厚生労働省から「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知。以下「再検証等要請通知」という。)が発出されたことを踏まえ、今後、各地域における地域医療構想調整会議において、実効性を高める運営に努めるとともに、住民の理解が得られるよう、客観的なデータや第三者的な視点を活用した上で、地域の実情に応じた議論を十分に行い、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた適切な結論を得るよう努めること。

なお、介護療養病床等については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)により新たな介護保険施設として新設された介護医療院及び在宅医療等への転換を推進することとされていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

30 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和2年年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

- ① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が確保されていること。
- ② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,423億円）について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。
- ③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。
- ア 保険料軽減制度（4,400億円（都道府県3/4、市町村1/4））
 - イ 保険者支援制度（2,579億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））
 - ウ 高額医療費負担金（3,767億円（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2））
 - エ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））
- (2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（912億円（全額国費））を交付することとされていること。
- また、保険者努力支援制度の中で予防・健康づくりを一層促進するため、新たに「予防・健康づくり交付金」（上記(1)①とは別に500億円（全額国費））を交付することとされていること。
- なお、普通調整交付金について、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討することとされていること。
- (3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

なお、厚生労働省において、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い、法定外繰入等の額と併せて公表することとされていること。

31 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 保険料軽減制度（3,058億円（都道府県3/4、市町村1/4））

(2) 高額医療費負担金（3,476億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

(3) 財政安定化基金（193億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

なお、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）に基づき、後期高齢者に対して後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業と市町村が実施する介護予防を一体的に実施することとされており、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて一体的実施をする市町村は基本的な方針を策定することとなっていることにご留意いただきたい。

32 介護保険制度における自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、「保険者機能強化推進交付金」（200億円（全額国費））に加え、消費税財源を活用して「介護保険保険者努力支援交付金」（200億円（全額国費））が創設され、その用途については介護予防等に有効に活用する観点から検討することとされている。また、第8期の介護保険事業（支援）計画期間における調整交付金の活用方針について、第7期の介護保険事業（支援）計画期間中に検討し、結論を得ることとされている。

33 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、次のとおり措置を講ずることとしている。

(1) 定期の予防接種の対象疾病に、ロタウイルス（A類疾病）を追加することとされており、その所要額について新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 風しんに関する追加的対策として、引き続き抗体保有率の低い世代の男

性に対する予防接種を実施することとされており、その所要額について地方交付税措置を講ずることとしていること。

34 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、次のとおり措置を講ずることとしている。

(1) 児童相談所の地方交付税措置について、道府県の標準団体で児童福祉司5名及び児童心理司2名を増員するとともに、児童福祉司等の処遇改善に要する経費として特殊勤務手当の増額を図ることとしていること。

(2) 児童相談所及び一時保護所の整備について、地方財政措置を拡充することとしていること。

35 多様かつ複合化している地域住民の課題や児童虐待への対応、災害発生時の要援護者支援など、地域の見守りを担う民生委員・児童委員の役割や活動範囲が拡大していることを踏まえ、民生委員・児童委員及び地区民生委員協議会の活動費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

36 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。

(1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対し市町村が行う助成に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

特に、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために市町村が実施する消防団の活動用資機材の整備に係る「消防団救助能力向上資機材緊急整備事業」の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

これらの財政措置を活用し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」（令和元年12

月13日付け消防庁長官通知)を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(2) 住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、防災行政無線の機能強化に要する経費について引き続き緊急防災・減災事業債の対象とするとともに、戸別受信機等の有償貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、平成30年7月豪雨等を踏まえ、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

(3) 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年消防庁告示第4号)に基づく運航安全管理者の配置、運航の安全の確保に資するための装備等の整備、シミュレーターを用いた緊急操作訓練の実施及び道県における二人操縦士体制の導入に伴う操縦士の養成等に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 消防本部における災害時の非常用連絡手段の確保や映像の送受信に不可欠な地域衛星通信ネットワークシステムの運営に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしていること。

37 Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するための全国的な整備や、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化を推進するため、光ファイバ等の整備及び高度化に伴う更新に要する経費について、地域活性化事業債の対象とするとともに、過疎対策事業債については「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保することとしている。

38 地方公共団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するため、5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術の導入に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

また、地方公共団体が行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するため、RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等及び地方公務員向けテレワークの導入に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 39 外国人受入環境整備交付金に係る事業の地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。また、行政・生活情報の多言語化に要する経費や「多文化共生アドバイザー制度」等の活用に要する経費に加え、地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費及び災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 40 近年の小中学校におけるいじめの認知件数及び暴力行為の発生件数の増加や「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、教育委員会における弁護士等への法務相談に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。
- 41 教育教材の整備については、新学習指導要領の全面实施等に対応し、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、新たに教材整備計画（令和2年度から令和11年度）を策定し、令和2年度は地方財政計画に800億円を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。なお、令和3年度以降は、教育教材の整備状況等を踏まえ、地方財政計画への計上額について、必要な見直しを行うこととしている。
- 42 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 43 農林水産物・食品の輸出の増加に伴い、地方公共団体が行う輸出証明書の発行等の事務量が増加する中で、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）が令和2年4月1日から施行され、輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等の新たな事務が地方公共団体に生じることを踏まえ、生活衛生等指導取締費に係る地方交付税措置について、道府県の標準団体で2名増員することとしている。
- 44 市町村が実施する単身の要介護者や障害者等のゴミ出しが困難な状況にあ

る世帯へのゴミ出し支援に要する経費について、令和元年度から特別交付税措置を講ずることとしたところであるが、令和2年度以降も、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

45 地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、地域医療提供体制の確保、学校図書館の図書整備、教育情報化の推進、地域の人材力活性化、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会等については、引き続き地方財政措置を講ずることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、同大会の競技会場が所在し、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、同大会の競技に活用する既存のスポーツ施設を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が求める要件に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(2) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等やドクターヘリ導入促進事業、へき地巡回診療航空機運営事業及びへき地患者輸送航空機運行支援事業の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

46 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和2年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

47 公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度については、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和7年度まで延長することとし、そのために地方財政法の改正を行う予定としている。

48 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP／PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民

間資金等活用事業推進会議決定)において、実効性のある優先的検討の推進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

49 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業」(平成28年度から令和2年度)に該当する経費に対して、震災復興特別交付税及び特別交付税を措置することとしている。

50 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号)に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税率の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税率(市町村交付金を含む。)については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」(昭和25年法律第226号)上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税率の使途の明確化について」(平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知)に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税率の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

なお、令和2年度においては、引上げ後の経過措置として、地方消費税率のうち、引上げ分の割合が21分の11、従来分の割合が21分の10とされていること。

(2) 消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応

消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応については、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成30年11月28日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁)が示されるとともに、平成30年12月27日付けで「消費税率引上げに伴う

公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）が改正されているところであり、各地方公共団体においても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う影響額を歳出予算へ適切に計上するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組むこと。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講ずること。

また、国においては、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、令和2年度当初予算において「臨時・特別の措置」を講じているところであり、各地方公共団体において、自らが事業の実施主体となる場合には、その円滑な実施を図ること。

なお、臨時・特別の措置の一つとして、令和2年6月末までのキャッシュレス・ポイント還元や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た本年9月から令和3年3月末までの期間におけるマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えすることとしている。事業の円滑な実施に向けて、積極的な事業の広報、マイキーIDの設定に対する支援、統一QR「JPQR」の普及など、必要な環境整備について、積極的にご協力いただきたい。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和2年度の税制改正に伴う令和2年度の地方税の影響額として82億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを84億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを2億円の減収と見込んでいること。
- ② 令和2年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税

制改正後において、前年度当初見込額に比し7,733億円、1.9%増の40兆9,366億円（道府県税にあつては4.0%の増、市町村税にあつては0.2%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.7%の増、法人税割38.2%の減、法人事業税0.1%の増、地方消費税19.7%の増、市町村民税のうち所得割1.9%の増、法人税割23.1%の減、固定資産税（交付金を除く。）2.2%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

なお、道府県民税及び市町村民税のうち法人税割については、平成28年度税制改正において、法人税割の税率を引き下げるとともに、その税収全額を地方交付税原資とすることとしたが、この改正による税収への影響が生じていること。

また、地方消費税については、令和元年10月1日以降は、引上げ後の地方消費税率が適用されることとなるが、地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、税率引上げによって生じる増収分の見込みに当たっては、この点にご留意いただきたい。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

なお、通常国会に提出予定である「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」において、老朽化した都市計画施設の改修を進めるため、都市計画施設の改修事業について、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を創設する予定であり、この場合、当該改修に要す

る費用について、都市計画税を充てることができるものであること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆6,086億円（前年度比1,037億円、3.8%減）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,389億円（同83億円、3.4%減）、石油ガス譲与税63億円（同9億円、12.5%減）、航空機燃料譲与税154億円（同5億円、3.4%増）、自動車重量譲与税2,845億円（同103億円、3.8%増）、特別とん譲与税126億円（同11億円、8.0%減）及び森林環境譲与税400億円（同200億円、100.0%増）となっており、また、特別法人事業譲与税2兆109億円を新たに計上している。

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額に加え、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業税の収入額とみなして譲与される。地方法人特別税は特別法人事業税より国税化の割合が高いため、令和2年度の特別法人事業譲与税は平年度より1割程度譲与額が大きくなることにご留意いただきたい。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、2,007億円（前年度比2,333億円、53.8%減）であり、その内訳は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する個人住民税減収補填特例交付金1,749億円（前年度比7億円、0.4%増）、環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため計上する自動車税減収補填特例交付金211億円（前年度比15億円、6.6%減）及び軽自動車税減収補填特例交付金47億円（前年度比24億円、104.3%増）である。

(4) 地方交付税

令和2年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額1兆898億円（平成20年度、平成21年度及び平成28年度補正予算に係る精算額2,355億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額5,187億円（既往法定分等）を加えた1兆6,085億円であり、前年度当初予算に比し575億円、0.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額1兆4,564億円、返還金4億円及び交付税特別会計剰余金の活用額1,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額5,000億円及び支払利子額771億円を減額した1兆6,882億円であり、前年度当初予算に比し4,073億円、2.5%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

（ア）地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費（仮称）」（4,200億円程度）を創設することとしていること。

算定額は道府県分と市町村分を同額程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ1/2程度を「人口構造の変化に応じた指標」を用いて、1/2程度を「人口集積の度合いに応じた指標」を用いて算定することとしていること。

また、この算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、「地域社会再生事業費（仮称）」において算定することとしていること。

と。

(イ) 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において引き続き措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和2年度は「取組の必要度」に応じて3,800億円程度(道府県分1,260億円程度、市町村分2,540億円程度)、「取組の成果」に応じて2,200億円程度(道府県分740億円程度、市町村分1,460億円程度)を算定することとしていること。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

また、「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」の算定に用いる指標について、児童虐待の防止や防災・減災対策の強化等の行政需要の変化に合わせて職員数削減率及び地方債残高削減率を廃止するなど、見直しを行うこととしていること。

さらに、「人口減少等特別対策事業費」の「取組の成果」及び「地域の元気創造事業費」の「地域経済活性化分」の算定に用いる指標について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、見直すこととしていること。

(ウ) 消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分及び人づくり革命分の地方負担額について、100%算入することとしていること。

なお、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、0歳から2歳までの子どもについては、保育所の所得階層別の子どもの数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を乗じること等により保育所に要する経費を算定し、3歳から5歳までの子どもに

については、保育所又は幼稚園の子どもの数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより保育所又は幼稚園に要する経費を算定するほか、認可外保育施設等に係る経費を算定することにより、各地方公共団体の負担の実態に応じた算定を行うこととしていること。

また、高等教育の無償化に係る地方負担については、各地方公共団体の負担の実態を反映するため、無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じることにより算定することとしていること。

(エ) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしていること。

(オ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成30年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

(カ) 令和元年度において特別交付税により措置することとしている以下の経費について、令和2年度から普通交付税において算定することとしていること。

(i) 病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(ii) 病院事業に係る共済追加費用の負担に要する経費

(iii) 道府県分の軽費老人ホームの運営に要する経費

(iv) 道府県分の非常勤職員の公務災害補償に要する経費

(v) 道府県分の地方バス路線の運行維持に要する経費の一部

(vi) 道府県分の救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費の一部

(vii) 道府県分の地方創生の推進に要する経費の一部

(キ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、

公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかんがりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 令和2年度においては、地方法人特別譲与税が廃止され、道府県分にあつては特別法人事業譲与税について、市町村分にあつては法人事業税交付金について、新たにその75%を算入することとしていること。

また、特別法人事業譲与税及び法人事業税交付金については、基準財政収入額に係る精算制度及び減収補填債の発行の対象にすることとしていること。

なお、地方法人特別譲与税の基準財政収入額に係る精算制度については令和4年度まで継続することとしていること。

(イ) 一般的に、道府県分にあつては地方消費税及び道府県民税所得割の増、道府県民税法人税割及び法人事業税の減が見込まれ、市町村分にあつては地方消費税交付金、固定資産税及び市町村民税所得割の増、市町村民税法人税割の減が見込まれること。

(ウ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

(エ) 法人関係税（法人事業税交付金、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、引き続きその75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前で比較した場合、令和元年度に比し個別算定経費（地域社会再生事業費（仮称）、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分1.5%程度の増、市町村分2.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分0.5%程度の減、市町村分2.5%程度の増と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 令和2年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、前年度当初予算に比し2.6%の増となっているが、令和元年度補正予算による増額後との比較では6.6%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、令和元年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、人づくり革命などの社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上3.4%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和2年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおり

りであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

令和元年12月20日に公表した令和2年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は1兆7,336億円（前年度比2,721億円、2.3%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は9兆2,783億円（同1,500億円、1.6%減）、公営企業会計等分は2兆4,553億円（同1,221億円、4.7%減）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 3か年緊急対策に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債4,778億円を見込んでいること。
- ② 地方公共団体が、3か年緊急対策に基づく事業と連携しつつ、単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債において、対象事業を拡充することとし、3,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業債を創設（地方財政法の改正を予定）することとし、900億円を見込んでいること。
- ④ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債において、対象事業を拡充することとし、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債において、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充することとし、4,320億円

(前年度同額)を見込んでいること。

- ⑥ 過疎対策事業債については、4,700億円(前年度同額)を見込んでいること。

また、ハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保することとしていること。

さらに、平成27年度に創設した「地方創生特別分」については、名称を「雇用創出特別分」に変更のうえ、対象期間を令和2年度まで継続することとしていること。

辺地対策事業債については、510億円(前年度同額)を見込んでいること。

- ⑦ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、市町村(指定都市を除く。)の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。

- ⑧ 地方公共団体金融機構資金については、過疎対策事業への配分額を拡充し、全事業を貸付対象としていること。

- ⑨ 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入の推進については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第60号)に基づき、平成30年度から令和5年度までの間、当該事業に貸付けられた旧資金運用部資金及び旧公営企業金融公庫資金の一部について、補償金免除繰上償還を行うこととされていること。

なお、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還の財源については、総額15億円の範囲内において、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとしていること。

- ⑩ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行われたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金

への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,761億円（前年度比322億円、2.0%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、2,625人の増としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う3,293人の減員に対して、3,726人の改善増を見込むことにより、全体として433人の増員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、4,481人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員）については、地方財政計画上、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童福祉司等の増員（576人）を含め、5,014人の増員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、国境離島警備隊（仮称）の設置に伴い、159人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、500人の増員としていること。

エ 消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、1,000人の増員としていること。

② 地方財政計画上の退職手当については、前年度に比し1.9%減の1兆5,323億円計上することとしていること。

- ③ 地方公務員共済組合等負担金及び地方公務員災害補償基金負担金については、それぞれ別添資料第9及び第10のとおり改定される予定であること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、人づくり革命などの社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費の増加等のほか、重点課題対応分を統合したことを反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出394億円を減じ、1兆7,510億円（前年度比3,006億円、2.1%増）を計上することとしていること。上記394億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,400億円、都道府県繰入金6,423億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,058億円を合算した1兆4,881億円（前年度比33億円、0.2%増）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。
- また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助については、来年度から私立高等学校の授業料の実質無償化が実施されることを踏まえ、令和2年度から、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に改め、これに要する経費について地方財政計画に所要額を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。なお、私立専修学校高等課程の授業料軽減費補助についても、令和2年度から、上記と同様の支援に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずることと

していること。

私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助については、引き続き地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。

- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和2年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、3か年緊急対策に基づくもの（9,400億円程度）を含め、全体で前年度比約3.7%減の6兆6,500億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、6,400億円程度（前年度比約0.5%増）、補助事業費については、6兆円程度（前年度比約4.3%減）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、3,000億円（前年度同額）を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1%増の6兆1,137億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し1.8%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案するとともに、地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」として900億円を計上し、全体として、地

方財政計画上前年度に比し7.2%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、地方公営企業法等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 直轄・補助事業に係る地方負担分（公営企業債及び公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）、地方単独事業分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、3,742億円（令和元年度震災復興特別交付税に係る年度調整分319億円を含む。）を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成27年9月7日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、震災復興特別交付税の精算が適切になされているか十分点検いただくとともに、算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認するなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意い

ただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として86億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費5,100億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

令和2年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第11）においては、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額24億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は15億円、公営企業会計等分は9億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費8,100億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、406億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（134億円）

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に
従事させるための職員採用に係る経費等（272億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講ずる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、394億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。地方税等の減収分見合い歳出394億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災

復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

ア 地方税法等に基づく特例措置分（148億円）

イ 条例減免分（29億円）

ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）に基づく特例措置分（217億円）

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額として756億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として335億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を1,092億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略を遅くとも令和2年度までに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、

中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、抜本的な改革やストックマネジメント、料金改定を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映すること。

経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和2年度までを期限として特別交付税措置を講ずることとしていること。当該措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、上限額を引き上げることとしていること。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としていること。

- (2) 各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革を推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進されたいこと。なお、広域化については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進されたいこと。

これらの検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、先進・優良事例集を更新することとしているので、積極的に活用されたいこと。

- (3) 「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、一層の取組を推進されたいこと。なお、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、引き続き地方財政

措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。さらに、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、引き続き激変緩和措置を講ずることとしていること。

- (4) 経営戦略の策定・改定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たっては、必要に応じ、公営企業の経営に精通した専門人材を活用されたいこと。当該専門人材の活用に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 水道事業については、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月）を踏まえ、各都道府県において令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定すること。策定に要する経費については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。また、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

さらに、上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備の円滑な実施を図るため、国庫補助（簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業）の対象となった建設改良事業について、地方財政措置を講ずることとしていること。

加えて、今般の豪雨災害等を踏まえ、災害対策事業の対象を拡大し、自家発電設備に加え、新たに土砂流入防止壁、防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。

- (2) 下水道事業については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長・農林水産省農村振興局整備部地域整備課長・水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長・国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事

業課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)に基づき、「広域化・共同化計画策定マニュアル(案)」(平成31年3月)を踏まえ、各都道府県において令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定すること。策定に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。また、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

- (3) 病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組むこと。

また、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が发出した再検証等要請通知を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえること。

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して新たに特別交付税措置を講ずるとともに、現行の不採算地区病院に対する特別交付税措置について、特に病床数が少ない病院を中心に措置を拡充することとしていること。なお、これらの不採算地区の病院への措置については、現行の「新公立病院改革プラン」に続く令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要件とすることとしていること。

さらに、公立病院が果たしている役割を踏まえ、周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を拡充することと

していること。

なお、上記の特別交付税措置の拡充と併せて、普通交付税の病床数に応じた措置については、必ずしも経費が病床数に比例しない実態等を踏まえ、当該普通交付税による措置を見直すとともに、これまで特別交付税により措置していた基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費を措置することとしていること。この結果、病床当たりの単価は減少する見込みであること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

- ア. 「地方交付税措置」…次のいずれかの措置（ウ. に該当するものを除く）
 - ①普通交付税措置
 - ②普通交付税措置及び特別交付税措置
- イ. 「特別交付税措置」…特別交付税措置（ウ. に該当するものを除く）
- ウ. 「地方財政措置」…地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、ア. 又はイ. の措置が講じられる場合を含む）
- エ. 「第三セクター等」…第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

令和 2 年度予算編成の基本方針

（令和元年 12 月 5 日
閣 議 決 定）

1. 基本的考え方

- ① アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDP は名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000 年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。
- ② 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- ③ 我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ④ 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020 年頃の名目 GDP 600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- ⑤ 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和

元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。)に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- ⑥ 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、

構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0 時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15 か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- ② 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

③ 令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

④ 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM（Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

⑤ 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔令和元年12月18日
閣議了解〕

1. 令和元年度の経済動向及び令和2年度の経済見通し

(1) 令和元年度及び令和2年度の主要経済指標

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績見込み)	令和2年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成30年度		令和元年度		令和2年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	548.4	558.3	570.2	0.1	0.3	1.8	0.9	2.1	1.4
民間最終消費支出	304.7	308.5	314.2	0.5	0.1	1.2	0.6	1.8	1.0
民間住宅	16.5	17.0	16.9	▲ 3.4	▲ 4.9	2.9	1.5	▲ 0.3	▲ 1.9
民間企業設備	88.0	90.3	93.2	2.5	1.7	2.6	2.2	3.2	2.7
民間在庫変動 ()内は寄与度	1.5	1.7	1.9	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)
財貨・サービスの輸出	100.6	96.4	99.1	2.3	1.6	▲ 4.2	▲ 1.2	2.8	2.4
(控除)財貨・サービスの輸入	99.7	95.7	98.8	6.8	2.2	▲ 4.0	0.3	3.2	3.1
内需寄与度				0.9	0.4	1.8	1.2	2.2	1.5
民需寄与度				0.6	0.2	1.2	0.8	1.6	1.0
公需寄与度				0.3	0.2	0.6	0.4	0.6	0.5
外需寄与度				▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1
国民総所得	568.4	580.1	592.0	0.3	▲ 0.2	2.1	1.4	2.0	1.3
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,847	6,891	6,901		1.4		0.6		0.2
就業者数	6,681	6,730	6,744		1.8		0.7		0.2
雇用者数	5,955	6,015	6,048		1.8		1.0		0.6
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.4	2.3	2.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	0.3	▲ 1.7	2.1						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.2	0.3	1.0						
消費者物価指数・変化率	0.7	0.6	0.8						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.2	0.9	0.8						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.4						
貿易収支	0.7	0.3	▲ 0.5						
輸出	80.3	75.9	78.0		2.6		▲ 5.5		2.7
輸入	79.6	75.6	78.4		8.0		▲ 5.0		3.7
経常収支	19.2	19.5	18.9						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.5	3.5	3.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 令和元年10月に実施された消費税率引上げの物価上昇率への影響を機械的に試算すると、令和元年度、令和2年度ともに、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される教育無償化による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は令和元年度、令和2年度ともに▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は令和2年度に▲0.1%ポイント程度と見込まれる。

(2) 令和元年度の経済動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

こうした中、政府は、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（以下「総合経済対策」という。）¹に基づき、予備費を含めた令和元年度予算、令和元年度補正予算²及び令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしている。

物価の動向をみると、原油価格の下落の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で伸びが低下している。

この結果、令和元年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.6%程度の上昇と見込まれる。

(3) 令和2年度の経済見通し

令和2年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、後段で示す「2. 令和2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

¹ 令和元年12月5日 閣議決定

² 令和元年12月13日 閣議決定

この結果、令和2年度の実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.8%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

①実質国内総生産（実質GDP）

（i）民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善が進む中、総合経済対策の効果もあって、増加する（対前年度比1.0%程度の増）。

（ii）民間住宅投資

貸家着工の減少傾向の継続により、減少する（対前年度比1.9%程度の減）。

（iii）民間企業設備投資

総合経済対策の効果や人手不足への対応等もあって、増加する（対前年度比2.7%程度の増）。

（iv）公需

総合経済対策に伴う公共事業関係費や、社会保障関係費の増加等により、増加する（実質GDP成長率に対する公需の寄与度0.5%程度）。

（v）外需（財貨・サービスの純輸出）

世界経済の緩やかな回復に伴い輸出が増加する一方、国内需要を反映して輸入が増加することにより、おおむね横ばいとなる（実質GDP成長率に対する外需の寄与度▲0.1%程度）。

②実質国民総所得（実質GNI）

実質国民総所得（実質GNI）は実質GDP成長率と同程度の伸びとなる（対前年度比1.3%程度の増）。

③労働・雇用

雇用環境の改善が続く中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は増加する（対前年度比0.6%程度の増）。完全失業率は横ばいで推移する（2.3%程度）。

④鉱工業生産

国内需要や輸出が増加すること等から、増加する（対前年度比

2.1%程度の増)。

⑤物価

消費者物価(総合)上昇率は景気回復による需給の引き締めの中で0.8%程度となる。こうした中でGDPデフレーターは上昇する(対前年度比0.8%程度の上昇)。

⑥国際収支

所得収支の黒字が続く中、経常収支の黒字はおおむね横ばいで推移する(経常収支対名目GDP比3.3%程度)。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和2年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成30年度 (実績)	令和元年度	令和2年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	3.3	2.9	2.9
円相場(円/ドル)	110.9	108.7	108.9
原油輸入価格(ドル/バレル)	72.0	67.1	65.6

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和元年11月1日～11月30日の期間の平均値(108.9円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和元年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(65.6ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 令和2年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていく。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行う。

財政健全化に向けては、「新経済・財政再生計画」³に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」⁴に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）第3章

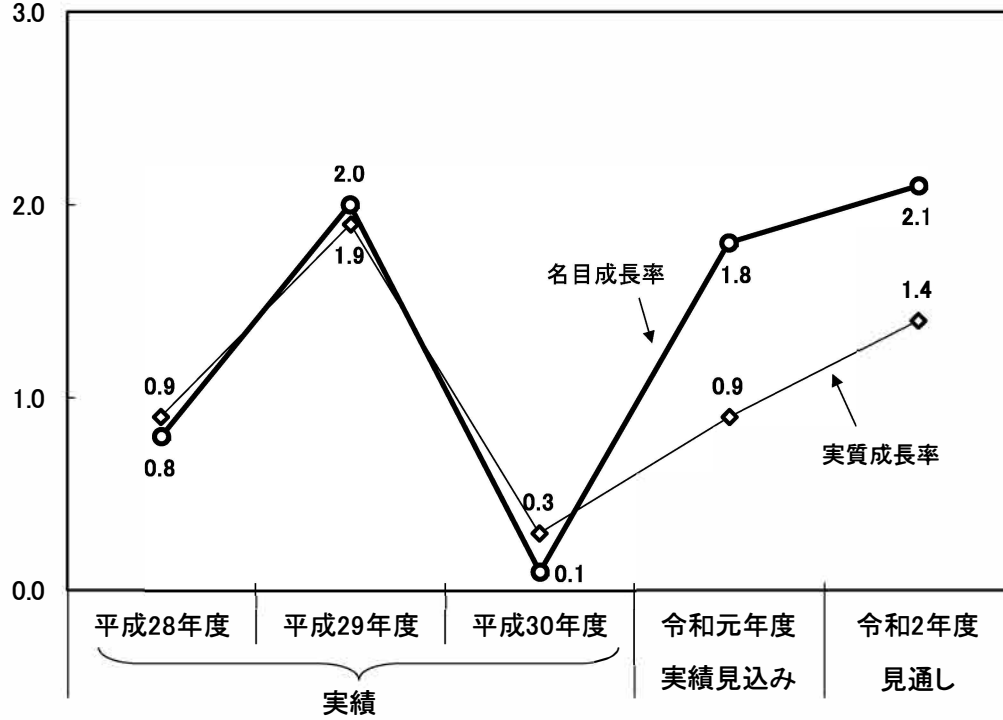
⁴ 令和元年6月21日 閣議決定

(参考)

主な経済指標

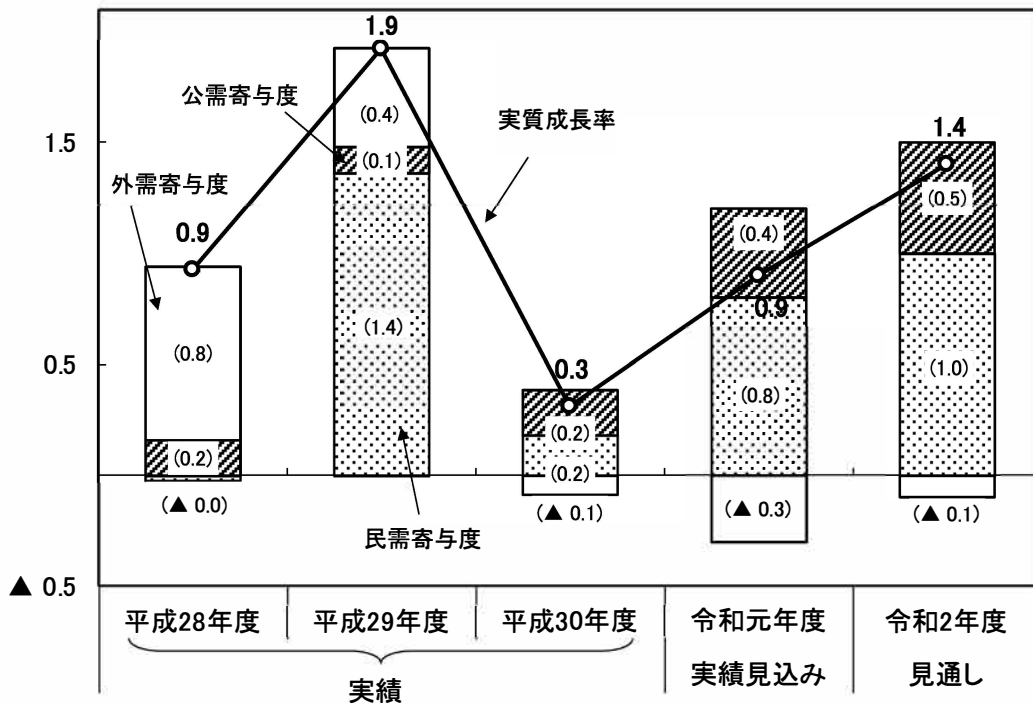
(%、%程度)

1. 国内総生産



(%、%程度)

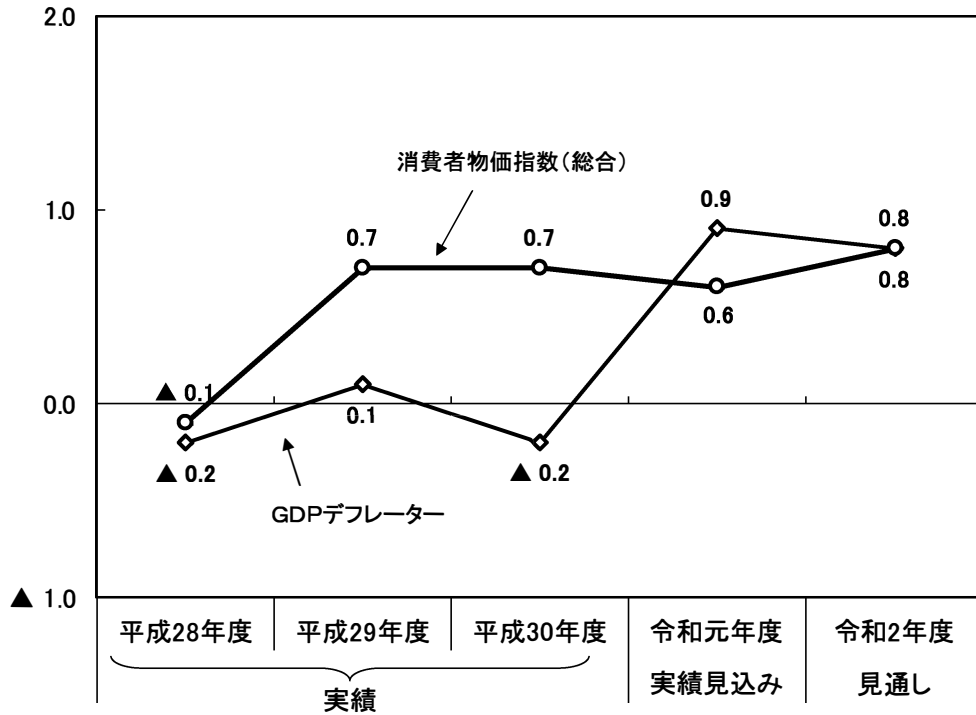
2. 実質成長率と寄与度



※ 民間、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

(%、%程度)

3. 物価関係指数の変化率

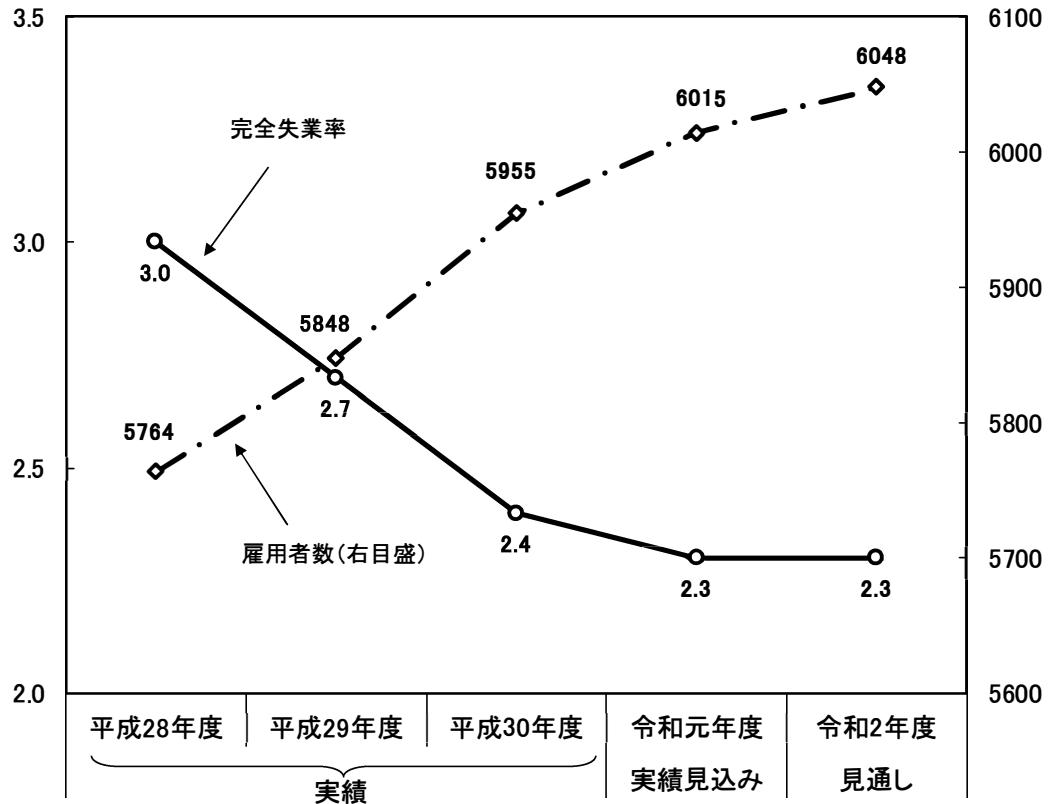


※ 令和元年10月に実施された消費税率引上げの物価上昇率への影響を機械的に試算すると、令和元年度、令和2年度ともに、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される教育無償化による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は令和元年度、令和2年度ともに▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は令和2年度に▲0.1%ポイント程度と見込まれる。

(%、%程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



資料3

令和2年度一般会計歳入歳出概算

令和元年12月20日
(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和2年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	624,950	635,130	10,180	1.6
2. そ の 他 収 入	63,016	65,888	2,871	4.6
3. 公 債 金	326,605	325,562	△ 1,043	△ 0.3
(1) 公 債 金	69,520	71,100	1,580	2.3
(2) 特 例 公 債 金	257,085	254,462	△ 2,623	△ 1.0
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2
歳 出				
1. 国 債 費	235,082	233,515	△ 1,567	△ 0.7
2. 一 般 歳 出	619,639	634,972	15,333	2.5
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	159,850	158,093	△ 1,758	△ 1.1
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和2年度一般会計歳入歳出概算（歳出内訳）

（通常分）

（単位 億円）

区 分	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
歳 出				%
1. 国 債 費	235,082	233,515	△ 1,567	△ 0.7
2. 一 般 歳 出	599,359	617,184	17,825	3.0
3. 地方交付税交付金等	159,850	158,093	△ 1,758	△ 1.1
合 計	994,291	1,008,791	14,500	1.5

（臨時・特別の措置）

（単位 億円）

区 分	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
歳 出				%
1. 国 債 費	—	—	—	—
2. 一 般 歳 出	20,280	17,788	△ 2,492	△ 12.3
3. 地方交付税交付金等	—	—	—	—
合 計	20,280	17,788	△ 2,492	△ 12.3

令和2年度一般会計歳出概算所管別内訳（通常分と臨時・特別の措置の合計）

（単位 億円）

所 管 別	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
皇 室 費	117	116	△ 2	△ 1.4
国 会	1,500	1,285	△ 215	△ 14.3
裁 判 所	3,256	3,266	10	0.3
会 計 検 査 院	177	171	△ 6	△ 3.5
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	32,662	38,766	6,104	18.7
警 察 庁	3,421	3,603	182	5.3
総 務 省	166,295	167,692	1,397	0.8
うち地方交付税交付金等	(159,850)	(158,093)	(△ 1,758)	(△ 1.1)
法 務 省	8,129	8,206	77	0.9
外 務 省	7,306	7,120	△ 186	△ 2.5
財 務 省	249,744	246,579	△ 3,165	△ 1.3
う ち 国 債 費	(235,082)	(233,515)	(△ 1,567)	(△ 0.7)
文 部 科 学 省	55,146	54,152	△ 994	△ 1.8
厚 生 労 働 省	320,358	330,366	10,008	3.1
農 林 水 産 省	22,361	22,170	△ 191	△ 0.9
経 済 産 業 省	12,842	12,435	△ 407	△ 3.2
国 土 交 通 省	70,223	68,983	△ 1,241	△ 1.8
環 境 省	3,459	3,537	78	2.2
防 衛 省	52,574	53,133	559	1.1
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2

（注）前年度予算額は、2年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和2年度一般会計歳出概算所管別内訳（通常分）

（単位 億円）

所 管 別	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
皇 室 費	117	116	△ 2	△ 1.4
国 会	1,500	1,285	△ 215	△ 14.3
裁 判 所	3,227	3,242	15	0.5
会 計 検 査 院	177	171	△ 6	△ 3.5
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	30,716	38,539	7,823	25.5
警 察 庁	3,297	3,372	75	2.3
総 務 省	166,100	165,194	△ 906	△ 0.5
うち地方交付税交付金等	(159,850)	(158,093)	(△ 1,758)	(△ 1.1)
法 務 省	7,730	7,887	157	2.0
外 務 省	7,306	7,120	△ 186	△ 2.5
財 務 省	249,744	246,579	△ 3,165	△ 1.3
う ち 国 債 費	(235,082)	(233,515)	(△ 1,567)	(△ 0.7)
文 部 科 学 省	53,062	53,060	△ 2	△ 0.0
厚 生 労 働 省	319,641	329,861	10,220	3.2
農 林 水 産 省	21,384	21,370	△ 15	△ 0.1
経 済 産 業 省	9,337	9,341	4	0.0
国 土 交 通 省	60,646	60,788	142	0.2
環 境 省	3,238	3,240	2	0.1
防 衛 省	52,066	52,625	559	1.1
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	994,291	1,008,791	14,500	1.5

（注）前年度予算額は、2年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和2年度一般会計歳出概算所管別内訳（臨時・特別の措置）

（単位 億円）

所 管 別	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
皇 室 費	—	—	—	—
国 会	—	—	—	—
裁 判 所	28	24	△ 4	△ 15.2
会 計 検 査 院	—	—	—	—
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	1,946	227	△ 1,719	△ 88.3
警 察 庁	124	231	107	86.6
総 務 省	195	2,498	2,303	1,182.6
うち地方交付税交付金等	(—)	(—)	(—)	(—)
法 務 省	399	319	△ 80	△ 20.1
外 務 省	—	—	—	—
財 務 省	—	—	—	—
う ち 国 債 費	(—)	(—)	(—)	(—)
文 部 科 学 省	2,084	1,092	△ 992	△ 47.6
厚 生 労 働 省	717	505	△ 212	△ 29.6
農 林 水 産 省	977	800	△ 176	△ 18.1
経 済 産 業 省	3,504	3,093	△ 411	△ 11.7
国 土 交 通 省	9,577	8,194	△ 1,383	△ 14.4
環 境 省	221	297	76	34.3
防 衛 省	508	508	0	0.0
予 備 費	—	—	—	—
合 計	20,280	17,788	△ 2,492	△ 12.3

令和2年度一般会計歳出概算主要経費別内訳（通常分と臨時・特別の措置の合計）

（単位 億円）

事 項	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
社会保険関係費	341,306	358,608	17,302	5.1
文教及び科学振興費	55,884	55,055	△ 829	△ 1.5
うち科学技術振興費	(13,597)	(13,639)	(41)	(0.3)
国 債 費	235,082	233,515	△ 1,567	△ 0.7
恩 給 関 係 費	2,097	1,750	△ 347	△ 16.6
地方交付税交付金等	159,850	158,093	△ 1,758	△ 1.1
防 衛 関 係 費	52,574	53,133	559	1.1
公共事業関係費	69,099	68,571	△ 528	△ 0.8
経 済 協 力 費	5,021	5,123	102	2.0
中小企業対策費	1,790	1,753	△ 37	△ 2.1
エネルギー対策費	9,760	9,495	△ 265	△ 2.7
食料安定供給関係費	9,823	9,840	17	0.2
その他の事項経費	67,284	66,645	△ 639	△ 1.0
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2

（注）前年度予算額は、2年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和2年度一般会計歳出概算主要経費別内訳（通常分）

（単位 億円）

事 項	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
社会保険関係費	340,627	358,121	17,495	5.1
文教及び科学振興費	53,683	53,912	229	0.4
うち科学技術振興費	(13,378)	(13,565)	(187)	(1.4)
国 債 費	235,082	233,515	△ 1,567	△ 0.7
恩給関係費	2,097	1,750	△ 347	△ 16.6
地方交付税交付金等	159,850	158,093	△ 1,758	△ 1.1
防衛関係費	52,066	52,625	559	1.1
公共事業関係費	60,596	60,669	73	0.1
経済協力費	5,021	5,123	102	2.0
中小企業対策費	1,740	1,723	△ 17	△ 1.0
エネルギー対策費	9,104	9,008	△ 97	△ 1.1
食料安定供給関係費	9,816	9,832	17	0.2
その他の事項経費	59,609	59,422	△ 188	△ 0.3
予 備 費	5,000	5,000	—	—
合 計	994,291	1,008,791	14,500	1.5

（注）前年度予算額は、2年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

令和2年度一般会計歳出概算主要経費別内訳（臨時・特別の措置）

（単位 億円）

事 項	前年度予算額 （当初）（A）	令和2年度 概算額（B）	比較増△減額 （B-A）	伸 率
				%
社会保険関係費	679	487	△ 193	△ 28.4
文教及び科学振興費	2,201	1,143	△ 1,058	△ 48.1
うち科学技術振興費	(219)	(74)	(△ 146)	(△ 66.4)
国 債 費	—	—	—	—
恩 給 関 係 費	—	—	—	—
地方交付税交付金等	—	—	—	—
防 衛 関 係 費	508	508	0	0.0
公共事業関係費	8,503	7,902	△ 601	△ 7.1
経 済 協 力 費	—	—	—	—
中小企業対策費	50	30	△ 20	△ 40.0
エネルギー対策費	656	487	△ 169	△ 25.7
食料安定供給関係費	7	8	0	3.6
その他の事項経費	7,675	7,223	△ 451	△ 5.9
予 備 費	—	—	—	—
合 計	20,280	17,788	△ 2,492	△ 12.3

令和2年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目			令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税		409,366 億円	401,633 億円	1.9 %
	地 方 譲 与 税		26,086 億円	27,123 億円	▲ 3.8 %
	地 方 特 例 交 付 金		2,007 億円	4,340 億円	▲ 53.8 %
	地 方 交 付 税		165,882 億円	161,809 億円	2.5 %
	地 方 債		92,783 億円	94,282 億円	▲ 1.6 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債		31,398 億円	32,568 億円	▲ 3.6 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分	▲ 86 億円	▲ 90 億円	▲ 4.4 %	
	全 国 財 源 災 害 事 業 分	▲ 335 億円	▲ 312 億円	7.4 %	
	歳 入 合 計	約	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
	「 一 般 財 源 」			634,318 億円	627,072 億円
(水準超経費を除く交付団体ベース)			617,518 億円	606,772 億円	1.8 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約	202,900 億円	203,307 億円	約 ▲ 0.2 %
	退 職 手 当 以 外	約	187,600 億円	187,685 億円	約 ▲ 0.0 %
	退 職 手 当	約	15,300 億円	15,622 億円	約 ▲ 2.1 %
	一 般 行 政 経 費	約	403,800 億円	384,197 億円	約 5.1 %
	う ち 補 助 分	約	227,200 億円	214,845 億円	約 5.8 %
	う ち 単 独 分	約	147,500 億円	144,504 億円	約 2.1 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費		10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費 (仮 称)		4,200 億円	- 億円	皆 増
	公 債 費	約	117,000 億円	119,088 億円	約 ▲ 1.8 %
	維 持 補 修 費	約	14,500 億円	13,491 億円	約 7.5 %
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費 (仮 称)		900 億円	- 億円	皆 増
	投 資 的 経 費	約	127,600 億円	130,153 億円	約 ▲ 2.0 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約	66,500 億円	69,077 億円	約 ▲ 3.7 %
	う ち 単 独 分	約	61,100 億円	61,076 億円	約 0.0 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費		5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費		4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費		3,000 億円	3,000 億円	0.0 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約	24,900 億円	25,394 億円	約 ▲ 1.9 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約	15,100 億円	15,383 億円	約 ▲ 1.8 %
	水 準 超 経 費		16,800 億円	20,300 億円	▲ 17.2 %
歳 出 合 計	約	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %	
(水準超経費を除く交付団体ベース)			約 890,600 億円	875,630 億円	約 1.7 %
地 方 一 般 歳 出			約 758,500 億円	741,159 億円	約 2.3 %

(注) 令和元年度における重点課題対応については、一般行政経費(単独)に含めて計上している。

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

令和2年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	3,742 億円	4,049 億円	▲ 7.6 %
	国庫支出金	約 5,100 億円	6,768 億円	約 ▲ 24.6 %
	地方債	15 億円	12 億円	25.0 %
	一般財源充当分	86 億円	90 億円	▲ 4.4 %
計		約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 8,100 億円	9,992 億円	約 ▲ 18.9 %
	地方単独事業費	800 億円	853 億円	▲ 6.2 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	394 億円	356 億円	10.7 %
	計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	756 億円	745 億円	1.5 %
	一般財源充当分	335 億円	312 億円	7.4 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
歳 出	公債費	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
	計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

令和2年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	令和2年度 当初予算額 A	令和元年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (ア)	195,290	199,340	-8,700	190,640	-4,050	4,650	-2.0	2.4
	法 人 税 (イ)	120,650	128,580	-11,430	117,150	-7,930	3,500	-6.2	3.0
	酒 税 (ウ)	12,650	12,710	-	12,710	-60	-60	-0.5	-0.5
	消 費 税 (エ)	217,190	193,920	-3,300	190,620	23,270	26,570	12.0	13.9
一 般 会 計	(ア)×33.1%	64,641	65,982	-2,880	63,102	-1,341	1,539	-2.0	2.4
	(イ)×33.1%	39,935	42,560	-3,783	38,777	-2,625	1,159	-6.2	3.0
	(ウ)×50%	6,325	6,355	-	6,355	-30	-30	-0.5	-0.5
	(エ)×19.5%	42,352	40,335	-686	39,649	2,017	2,703	5.0	6.8
	小 計	153,253	155,232	-7,349	147,882	-1,979	5,371	-1.3	3.6
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	985	985	-	-985	-	皆減
	平成20、21、28年度補正予算精算分	-2,355	-2,355	-	-2,355	0	0	0.0	0.0
	小 計(法定率分等)	150,898	152,877	-6,364	146,513	-1,979	4,385	-1.3	3.0
	既往法定加算等	5,187	2,633	-	2,633	2,554	2,554	97.0	97.0
	臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債振替加算額	-	-	6,496	6,496	-	-6,496	-	皆減	
計 (一般会計繰入れ)	156,085	155,510	132	155,642	575	444	0.4	0.3	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	14,564	6,876	-302	6,574	7,688	7,990	111.8	121.5
	前々年度決算精算分	-	-	170	170	-	-170	-	皆減
	返 還 金	4	-	-	-	4	4	皆増	皆増
	特別会計借入金償還額	-5,000	-5,000	950	-4,050	0	-950	0.0	23.5
	特別会計借入金利子充当分	-771	-792	-	-792	21	21	-2.7	-2.7
	特別会計剰余金の活用	1,000	-	-	-	1,000	1,000	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債権金 利変動準備金の活用	-	1,000	-	1,000	-1,000	-1,000	皆減	皆減
	前年度からの繰越金	-	4,215	-	4,215	-4,215	-4,215	皆減	皆減
	翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	165,882	161,809	950	162,759	4,073	3,123	2.5	1.9

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乗じる率について令和元年度は20.8%である。

令和2年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	2年度	元年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	543.1	567.6	△ 24.5	△ 4.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	291.4	291.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	74.0	74.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,083.8	1,119.6	△ 35.8	△ 3.2
特定防衛施設周辺整備調整交付金	370.1	371.0	△ 0.9	△ 0.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	53.9	54.1	△ 0.2	△ 0.4

令和2年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化策	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
		117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 訳	普通会計分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	公営企業会計等分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資金区分					
公 的 資 金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地方公共団体金融機構資金		18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
(国の予算等貸付金)		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資料9

令和2年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	129.5953%	116.0825%		140.9705%		126.8561%
	期末手当等	99.1033%					
	公経済	40.0%					
追 加 費 用		36.4%	40.3%	21.3%	35.1%	31.2%	21.0%
短期	給料	67.88%	59.89%		62.72%		71.33%
	短期+福祉	58.06%	50.99%		51.91%		61.57%
	育休介護手当金	0.08%	0.13%		0.04%		0.08%
	介護納付金	9.74%	8.77%		10.77%		9.55%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	51.91%	51.14%		44.09%		55.72%
	短期+福祉	44.40%	43.54%		36.49%		48.10%
	育休介護手当金	0.06%	0.11%		0.03%		0.06%
	介護納付金	7.45%	7.49%		7.57%		7.46%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	事 務 費		240円	240円		240円	

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	19.1/100	35.4/100	35.4/100
事 務 費	19,343円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

地方公務員災害補償基金の負担金率

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合	
	～令和元年度	令和2年度～
義務教育学校職員	1,000分の0.90	1,000分の1.00
義務教育学校職員 以外の教育職員	1,000分の1.16	1,000分の1.07
警察職員	1,000分の3.16	1,000分の3.39
消防職員	1,000分の2.33	1,000分の2.45
電気・ガス・水道 事業職員	1,000分の1.95	1,000分の1.65
運輸事業職員	1,000分の1.86	1,000分の1.95
清掃事業職員	1,000分の3.43	1,000分の4.18
船員	1,000分の3.77	1,000分の4.12
その他の職員	1,000分の1.09	1,000分の1.08

令和2年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
	水道事業	1	-	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
総 計		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
		24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	20	0	0.0
	地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
	(国の予算等貸付金)	(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。